

# 年末の交通安全県民総ぐるみ運動

## マナーアップ! あなたが主役です

実施期間

令和6年(2024年) **12月11日(水)~31日(火)までの21日間**

運動の重点

- ① こどもと高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進



### 子供と高齢者の事故防止のために...

### 自転車利用時の事故を無くすために...

**SEE** =見る=

道路などを歩く、走るとき、前後や横断車も早期に見つけよう。歩道は、発見が遅れがちになるので、遠慮を控えめに、原則ハイビームで走行しましょう。(先行車の対向車がいるときは、ロービームに切り替えましょう。)

**SLOW** =減速=

道路を歩いている、自転車に乗っている子供や高齢者などを見つけた時は、急な飛び出しなどにも対応できるように、その動きに心の注意を払って歩きましょう。

子供や高齢者をいち早く発見する!

発見したら減速する!

みんなを守る交通ルール

**3S** スリーエス 運動

子供や高齢者に優しい

みんなで防ごう交通事故

**STOP** =止まる=

自転車を止めた時はすぐに停止しましょう。また、横断歩道は歩行者優先です。子供や高齢者に見え、横断している人や横断しようとしている人がいる時は、必ず停止しましょう。

明るい服装や反射材を身に付けて自分の存在をアピールしましょう!

危険を感じたらすぐに停止する!

**自転車のルールを守って安全に利用しよう!**

ヘルメットをかぶるまろ。

飲酒運転はしないまろ。

車道の左側を走るまろ。

停止はちゃんと止まるまろ。

信号はちゃんと守るまろ。

安全止はちゃんと止まるまろ、安全確認。

橋本 県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正

**自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました**

運転中のながらスマホ

酒気帯び運転および補助

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら走行する行為、運転や注視が妨げられるに禁止され、罰則の対象となりました。

酒気帯び運転および補助

自転車の酒気帯び運転のほか、道路の状況や同乗・自転車との距離に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
交通事故を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	自転車の同乗者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
危険な運転者・危険運転者、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象となります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険な運転)を改善して行った者は講習制度の対象となります。

講習科目: 講習時間一律1時間、講習料10,000円、安全運転講習施設、運行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

### 「絶対にするな...!」飲酒運転の根絶

**飲酒運転には 厳しい処分が!**

- **酒酔い運転** (5年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
 

**35点 免許取消し** 欠格期間3年
- **酒気帯び運転** (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
 

◎呼気中アルコール濃度0.25mg/ℓ以上 **25点 免許取消し** 欠格期間2年

◎呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ 未満 **13点 免許停止** 90日

**欠格期間の上限は10年!**

**その先に人がいる!**

**ハイビーム大作戦**

夜間走行時は原則ハイビームで走行しましょう。

ロービーム=すれ違い用前照灯 ハイビーム=走行用前照灯

ハイビームにする

ロービーム走行

ハイビーム走行

※対向車や前を走る車がいるときはロービームに切り替えなければなりません。また、歩行者が対向してくるときもロービームに切り替えましょう。

午後4時から前照灯を点灯するライト4運動と、夜間は原則ハイビーム

鹿沼警察署 自転車指導啓発重点地区・路線

- ① 市道 0347 号線 (東武新鹿沼駅から見望台交差点までの市道)
- ② 市道 0019 号線 (JR鹿沼駅から新上殿橋東交差点までの市道)

ルールを守る=命を守る!



ハイビーム 知らせる 見つける 夜の道